

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、生活資金にお悩みの皆さまへ

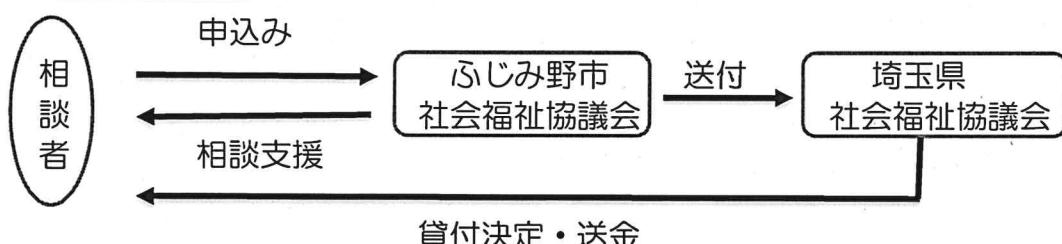
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

埼玉県社会福祉協議会では、低所得者等に対して、生活費等の必要な資金貸し付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本制度の貸付対象世帯を低所得者以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は下記をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願ひいたします。

貸付手続の流れ



休業された方向け（緊急小口資金）

- 対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額：10万円以内（学校等の休業等の特例20万円以内）
- 据置期間：1年以内
- 償還期限：2年以内
- 貸付利子・保証人：無利子・不要
- 申込先：ふじみ野市社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）

- 対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額：（2人以上の世帯）月20万円以内
（単身世帯）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内
- 据置期間：1年以内
- 償還期限：10年以内
- 貸付利子・保証人：無利子・不要
- 申込先：ふじみ野市社会福祉協議会

※総合支援資金については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件になります。

お問い合わせ先

- ふじみ野市社会福祉協議会
(ふじみ野市役所第3庁舎)
電話：049-264-7212
- ふじみ野市ふくし総合相談センターよりそい
(ふじみ野市役所本庁舎2階 福祉総合支援チーム内)
電話：049-262-8130

※いずれの窓口も受付時間は、平日8時30分から17時15分までです。